

人権に関する 丹波市民意識 調査（案）

【調査の協力のお願い】

丹波市からのお願いです。

丹波市をよくするために、みんなの考え方を教えてください。

丹波市の18歳以上の2,000人にアンケートを送っています。その中のひとりにあなたを選びましたのでアンケートに答えてください。協力をお願いします。

アンケートには名前を書きません。アンケートの答えは他の人に言いません。心配しないでください。

令和7年 月

丹波市長 林 時彦

- 次のページの「記入についてのお願い」を読んでから、記入してください。
- 記入していただいた「調査票」は、同封の返信用封筒(切手はいりません)に入れ、2025年 月 日()までに郵便ポストへ入れてください。
- この調査は、インターネットからの回答もできます。このあとに書いてあるURLか、四角いコード(二次元コード)をスマホなどで読み取ってください。アンケートにアクセスできます。紙のアンケートと同じ質問にこたえてください。

オンライン回答用URL(やさしい日本語版)

<https://>

インターネットで答えるときのしめきりは〇月〇日です。

二次元
コード

この調査に関するお問い合わせは、下記へお願いします。

丹波市氷上町成松字甲賀1番地

丹波市役所 まちづくり部人権啓発センター

電話 0795-82-0242 FAX 0795-82-4370

きにゅう
記入についての お願い

- かならず 封筒の あて名に 書いてある 人が 回答して ください。
- この 調査票の 文章を 読むことが 難しい人は、家族などに 代わりに 読むことを お願いして ください。
- 回答は、選びたい 番号を まるで 圏んだり、()に 番号を 書いて ください。
- えんぴつや ボールペンなどで、答えを 書いてください。

【問1】 次の 人権に 関わる 問題について、あなたは どれくらい 関心が ありますか。1から3の番号に 1つ ○を つけて ください。

		관심がある かんしん かんしん	少し 관심がある すこ かんしん かんしん	関心がない かんしん かんしん
1	女性の 人権問題	1	2	3
2	子どもの 人権問題	1	2	3
3	お年寄りの 人権問題	1	2	3
4	障がいのある人の 人権問題	1	2	3
5	同和問題(部落差別) ^{※1}	1	2	3
6	外国人の 人権問題	1	2	3
7	アイヌ ^{※2} の人たちの 人権問題	1	2	3
8	HIV(エイズ・ウイルス) 感染者の 人権問題	1	2	3
9	ハンセン病患者・元患者の 人権問題	1	2	3
10	刑を 終えて 出所した 人の 人権問題	1	2	3
11	刑務所等における 被収容者の 人権問題	1	2	3
12	犯罪被害者と その 家族の 人権問題	1	2	3
13	性同一性障害 ^{※3} や 同性愛など、性的少数者に 関わる 人権問題	1	2	3
14	ホームレスの 人権問題	1	2	3
15	インターネットを 慎用した 人権侵害の 問題	1	2	3
16	労働者の 権利に 関する 問題	1	2	3
17	若者の 就労促進 ^{※4} ・自立 支援に 関する ことがら	1	2	3
18	ゲノム(遺伝情報)についての 人権問題	1	2	3

※1 同和問題(部落差別)とは 特定の 地域出身の 人びとに 対する 歴史的な 差別の 問題です。

※2 アイヌとは、昔 から 日本の 北に 住んでいて、独自の 文化を 持つ 先住民族です。

※3 性同一性障害とは 体の 男性・女性と、心の 男性・女性が ちがう 状態です。

※4 就労促進とは、仕事をする人を 増やすために 応援することです。

【問2】 あなたは、人権問題にかかわる 次のような 文書や 法律などを 知って いますか。1から3の番号に 1つ ○を つけて ください。

【問2】 あなたは、人権問題にかかわる 次のような 文書や 法律などを 知って いますか。

		内容も知っている	名前は知っている	内容は知らないが なまえし	知らない
1	水平社 宣言（さべつを なくそうと 呼びかけた 言葉です） (1922)	1	2	3	
2	世界 人権 宣言（世界の すべての人の 人権を 大切にする やくそく 約束です）(1948)	1	2	3	
3	同和 対策 審議会 答申（差別を なくすために 日本が だ かんが かた 出した 考え方です）(1965)	1	2	3	
4	国際 人権 規約（世界の国が 人権を 守るために 決めた やくそく 約束です）(1966)	1	2	3	
5	人権教育及び 人権 啓発の推進に 関する 法律(人権を たいせつ まな すす にほん ほうりつ 大切に するために 學ぶことを 進める 日本の 法律です) (2000)	1	2	3	
6	障害を 理由とする 差別の 解消の推進に 関する 法律 [障害者 差別 解消法]（障がいが ある人への 差別を なく すための 日本の 法律です）(2013)	1	2	3	
7	本邦 外 出身者に対する 不当な 差別的言動の 解消に向 けた 取組の推進に 関する 法律[ヘイトスピーチ 解消の ための 法律]（特定の 国や 人を 悪く 言って 差別するこ とを なくすための 日本の 法律です）(2016)	1	2	3	
8	部落 差別の 解消の 推進に 関する 法律 [部落 差別 解消 推進法]（日本に ある 部落差別を なくすための 法律です）(2016)	1	2	3	
9	丹波市 住民票の 写し等 本人 通知制度（あなたの じゅうみんひょう と し つうちせいど 住民票を だれかが 取ったときに 知らせる 仕組みです） (2012)	1	2	3	
10	丹波市 自治 基本 条例（市民と 市が いつしょに まちを つくるときの ルールです）(2012)	1	2	3	
11	丹波市 男女 共同 参画 推進 条例（男女が 平等に いき いきと 暮らせるように するための ルールです）(2019)	1	2	3	
12	丹波市 パートナーシップ 宣誓 制度（性別に 関わらず、お	1	2	3	

	たが 互いを 人生の パートナーとして 認め合う 二人を 市が 応援する 仕組みです) (2023)		
13	りょうしつ 良質かつ適切な ゲノム医療を 國民が 安心して 受け られるようにするための 施策の 総合的かつ 計画的 な 推進に関する 法律(病気の 治療や 予防に 役立つ ゲ ノム 情報を 活用する時に、個人の 人権や 差別禁止を 保障するための 法律です) (2023)	1	2
14	たんばし 丹波市 多文化 共生 推進 基本方針 (様々な 文化や 多様性を 認め合いながら 外国人市民が 同じ 地域の 一員 として 誰もが 安心して 暮らすために することを 書い たものです) (2024)	1	2
15	たんばし 丹波市 こどもの 権利に 関する 条例(すべての こどもが 人権を 持つ 大切な 存在として、差別なく 自分らしく 成長し、幸せに 生きる 権利を 守るための ルールです) (2025)	1	2
16	とくていでんき 特定電気 通信による 情報の 流通によつて 発生す る 権利 侵害等への 対処に関する 法律[情報 流通 プラ ットフォーム 対処法] (インターネットで 誹謗中傷や 差別など 人権侵害となる 情報から 人々の 権利を守るた め、大規模事業者に 早い 対応と どのように 対応したか が わかるように するための 法律です) (2025)	1	2
17	たんばし 丹波市 こどもの 権利に 関する 条例(すべての こどもの 人権を 守り 差別なく 自分らしく 成長し 幸せに 生き ることを 社会全体で 支えるための ルールです) (2025)	1	2

【問3】 人権や 権利については、いろいろな 考え方が ありますか、あなたは どのように お考え でしょうか。1から4の番号に 1つ ○を つけて ください。

		そう思 う	そう思 う	どちらかとい えば	あまりそ う思 わ ない	そ う思 わ ない
1	権利ばかり主張して、がまんすることの できない ものが 増えて いる	1	2	3	4	
2	人権問題とは、差別を 受けて いる ひと の 問題 であって、自分とは 関係が ない	1	2	3	4	
3	思いやりや、やさしさを 持てば 人権問題 は 解決する	1	2	3	4	
4	学校では、権利より、義務を 果たすことを 教え るべきだ	1	2	3	4	
5	人権問題を 解決する 責任は、まず 行政に あ る	1	2	3	4	
6	個人の 権利より、地域の みんなの 利益 が 優先されるべきだ	1	2	3	4	
7	競争社会だから、能力による 差別が 生じるの は 仕方が ない	1	2	3	4	
8	差別する人だけでなく、差別される ひと も 問題 が ある	1	2	3	4	
9	福祉制度に 頼る より、個人が もっと 努力す べきだ	1	2	3	4	
10	差別を なくすには、差別を 禁止する 法律 が 必要だと 思う	1	2	3	4	
11	介護される側の 高齢者が、あまり 自己 主張す るのはよくない	1	2	3	4	
12	今の 日本では、差別は もはや 深刻な 問題で は ない	1	2	3	4	

【問4】 次のような 意見に 対して あなたは どう 思われますか。1から4の番号に 1つ ○を つけて ください。

		あまりそう思わない おも	どちらかといえば おも	そう思う おも	そう思う おも	あまりそう思わない おも	そう思わない おも
1	その家の 社会的な 身分や 地位は 大切にしたほうが よい	1	2	3	4		
2	女性が 土俵に あがれないのは、昔から 守られてきた 決まりごと だから 仕方が ない	1	2	3	4		
3	大勢の人の 考えや 行動に あわせたほうが、間違いかなく 安心だと 思う	1	2	3	4		
4	結婚相手を 決める時は、こどものことを 一番に 考えるのではなく、家のことを 考えて 決めたほうが よい	1	2	3	4		
5	皆が 集まり やすければ、仏滅 (よくないことが起こりやすいと 考えられている 日)に 結婚式を しても かまわない	1	2	3	4		
6	自分が 納得でき なければ、たとえ 皆が やつて いることでも、やりたいとは 思わない	1	2	3	4		

【問5】 あなたは、過去5年ほどの間に 自分の 人権が 侵害されたと 思うこと
が ありましたか。1から4の番号に 1つ ○を つけて ください。

- 1 ある（あったと思う） → 【問6-1、2、3】へ
- 2 ない（なかつたと思う） → 次のページの【問7】へ
- 3 わからない → 次のページの【問7】へ

【問6-1】 それはどのような 人権 侵害でしたか。次の中から 当てはまる
ものを 選んで ください。（○は いくつ つけても いいです）。

- 1 人が 私のことを 悪く 言つたり うそを 広めて 私の 評判が 悪く なった
- 2 国や 県や 市などが 運営する 組織から ひどい 扱いを 受けた
- 3 会社や 市民の 団体などから ひどい 扱いを 受けた
- 4 住んでいる場所、学校、仕事をするところで、たたく・けるなどの 暴力、こわがらせること、
無理にやらせること、仲間に 入れないように することを された
- 5 家族からたたく・けるなどの暴力を受けた
- 6 性に 関することで、いやなことを 言つたり、身体を さわられたりした
- 7 いやがっているのに、何回も 電話をかけたり、いつも後を ついてきたりした
- 8 仕事などで 力を使って いじめられたり いやな思いをした
- 9 あなたの 秘密や 大切なことを 勝手に 見たり 聞いたりされた
- 10 インターネットを 使って 私の 悪口を 書いたり、うそを広められた
- 11 その他(具体的に: _____)

【問6－2】 それはどのような 理由によるものでしたか。次のなかから 当てはまるものを 選んで ください。(○は いくつ つけても いいです)。

- | | | |
|----------------|-------------|--------------------|
| 1 学歴・出身校 | 2 職業 | 3 収入・財産 |
| 4 母子・父子家庭、両親なし | 5 身体の障がい | 6 知的障がい |
| 7 精神の障がい | 8 病気・病歴 | 9 同和地区出身 |
| 10 国籍・人種・民族 | 11 思想・信条 | 12 女性であること、男性であること |
| 13 容姿・身なり | 14 逮捕・犯罪歴 | 15 宗教 |
| 16 年齢 | 17 独身・離婚・既婚 | 18 その他 |

【問6－3】 人権侵害を受けた時、あなたは どうされましたか。(○は いくつ つけても いいです)。

- 1 友達・同僚・上司など 身近な人に 相談した
- 2 家族・親戚に 相談した
- 3 地域の自治会長や 民生児童委員に 相談した
- 4 法務局、人権擁護委員に 相談した
- 5 県や 市などの相談窓口に 相談した
- 6 警察に 相談した
- 7 弁護士に 相談した
- 8 NPOや 民間の支援団体に 相談した
- 9 職場の相談窓口に 相談した
- 10 相手に 抗議するなど 自分で 解決した
- 11 何もしなかった
- 12 その他(具体的に: _____)

【問7】 女性の 人権に 関して 次の ような 意見が あります。1から 4の 中で あ
なたの 考えに 一番 近いものに 一つ ○を つけて ください。

			どうらかといえ ば	あまりそ う思 わ ない おも	そ う思 わ ない おも	そ う思 わ ない おも
1	昇給・昇進など、職場における男女の待遇の違いはやむをえない		1	2	3	4
2	男は仕事を持ち、女はやはり家庭を中心いて家事・育児をしたほうがよい		1	2	3	4
3	性的な冗談も、時には職場の潤滑油になる		1	2	3	4
4	女性が組織の方針などの決定に参画する機会が少ない(議会の議員、会社の管理職、自治会役員が少ないなど)		1	2	3	4

【問8】 こどもの 人権に 関して 次の ような 意見が あります。1から 4の
中で あなた の 考えに 一番 近いものに 一つ ○を つけて ください。

			どうらかといえ ば	あまりそ う思 わ ない おも	そ う思 わ ない おも	そ う思 わ ない おも
1	こどものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることはやむをえない		1	2	3	4
2	いじめは、いじめられる側にもそれなりに問題がある		1	2	3	4
3	ほかに頼れる人がいなければ、家族の介護や世話のため、こどもが学校を休むのは仕方がない		1	2	3	4
4	こどもは経験が少なく、大人の意見の方が正しいことが多いで、こどもの意見を聞く必要はない		1	2	3	4

【問9】 障がいのある人の人権に関して 次のような意見があります。1から4の中であなたの考えに一番近いものに一つ○をつけてください。

		そう思ふ	そう思ふ	あまりそう思わない	そう思わない
1	多動のこどもが、じっとすることができないことを「親のしつけが悪い」というのは間違っている	1	2	3	4
2	企業には障がい者の法定雇用率が定められているが、利益が第一なのだから、雇用が進まなくとも仕方がない	1	2	3	4
3	精神に障がいのある人に対しては、なんとか不安を感じる	1	2	3	4
4	障がいのある人に対して、特別な配慮を提供するのは、当然だと思う	1	2	3	4

【問10】 日本における 外国人の 人権に 関して 次のような 意見が あります。1から 4の 中で あなたの 考えに 一番 近いものに 一つ ○を つけて ください。

			どちらかといえば そう思う	そう思 う	あまりそう思 わない	そう思 わない
1	外国人だからといふ理由で、賃貸住宅へ不動産業者がいても仕方がない		1	2	3	4
2	日本の中学校に通う外国人の子どもたちが、自分の国や民族の言葉や文化を学習する機会を保障すべきだ		1	2	3	4
3	働いている外国人に、雇用者が、職場で通称名(日本名)の使用を求めるのも仕がない		1	2	3	4
4	国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとるべきだ		1	2	3	4

【問11】 高齢者の 人権に 関して 次のような 意見が あります。1から 4の 中で あなたの 考えに 一番 近いものに 一つ ○を つけて ください。

		どうかといえ そう思 う	おも う思 う	おも う思 う	あまりそ う思 わない	そ う思 わない
1	お年寄りが ひとり暮らしを 理由に、アパートや マンションなどの 入居が 断られるのは 仕方が ない	1	2	3	4	
2	判断能力が 下がって いる お年寄りの 行動を、家族が 制限しても 仕方が ない	1	2	3	4	
3	住み慣れた家に 暮らし続けたいという お年寄りの 意志は、家族の 都合 より 優先されるべきだ	1	2	3	4	
4	年をとった親の 介護のために、転職・離職することになるのは やむをえない	1	2	3	4	

【問12】 性的 少数者の 人権に 関して 次のような 意見が あります。1から4の 中で あなたの 考えに 一番 近いものに 一つ ○を つけて ください。

			どう思う	どう思う	どちらかといえば	あまりそう思わない	そう思わない
1	同性同士の 結婚も 認められるべきだ		1	2	3	4	
2	自分の こどもから 同性愛者だと 打ち明けられて も 親として こどもの側に 立ち 力になる		1	2	3	4	
3	企業は、社員の パートナーが 同性であっても、 配偶者として 処遇すべきだ		1	2	3	4	
4	学校や 職場を、性的少数者も 安心して 過ごせる 環境に していく 必要がある		1	2	3	4	

【問13】 インターネットによる人権 侵害に関して 次のような 意見が あります。1から 4の 中で あなたの 考えに 一番 近いものに 一つ ○を つけて ください。

			どう思う	どう思う	どちらかといえば	あまりそう思わない	そう思わない
1	表現の 自由に 関わる 問題なので、安易 に 情報の 規制は 行うべきでは ない		1	2	3	4	
2	ネット上の 差別的書き込みを 行政が把握し、 プロバイダーへの 情報の 公開停止・削除を 求 めるべきだ		1	2	3	4	
3	差別を 扇動するような 書き込みを行った者に 対しては、処罰をする 法整備が 必要だ		1	2	3	4	
4	SNSなどに書き込むとき、個人の意見であれば、情報 が正しいかどうかまでは確認する必要はない		1	2	3	4	

【問14】 あなたにお子さんが いた 場合、お子さんの 結婚相手として どのような 条件を重視しますか。相手が 女性の 場合、男性の 場合について、とくに 重要だと 思うものを それぞれ3つ 選び、()内に 番号を記入して ください。

1 職業

2 性格

3 家庭環境

4 収入・財産

5 容姿

6 実行力

7 思想・信条

8 趣味・特技

9 健康

10 学歴

11 家事能力

12 教養・センス

13 宗教

相手が女性の場合 ... () () ()

相手が男性の場合 ... () () ()

【問15】 問14で選んだ 条件を 満たして いる お子さんの 結婚相手が、次のような 人であった 場合、あなたは どのような 態度を とると 思いますか。あなたの 考えに 一番 近いものに 一つ ○を つけて ください。

【相手が 女性の 場合】

			どちらかといえば	どちらかといえば	反対
			賛成	賛成	反対
1	身体に 障がいの ある 人		1	2	3
2	精神に 障がいの ある 人		1	2	3
3	親や 本人などが 同和地区で 生まれ 育つ た 人		1	2	3
4	在日 外国人		1	2	3
5	刑を 終えて 出所した 人		1	2	3

【相手が 男性の 場合】

			賛成 さんせい	賛成 さんせい	反対 はんたい	どちらかといえれば どなつかといえれば	反対 はんたい
1	身体に 障がいのある ひと		1	2	3	4	
2	精神に 障がいのある ひと		1	2	3	4	
3	親や 本人などが 同和地区で 生まれ 育つ た ひと		1	2	3	4	
4	在日 外国人		1	2	3	4	
5	刑を 終えて 出所した ひと		1	2	3	4	

【問16】もし あなたが 家や 土地を 購入したり、マンション・アパートを 借りることになった 場合、同和地区や 同じ 小学校 区内の 物件は 避けることがあると 思いますか。あなたの 考えに 一番 近いものに一つ ○を つけて ください。

- 1 同和地区の 物件は 避けると思う → 【問17】へ
- 2 同和地区の 物件だけでなく、同じ 小学校 区内の 物件も 避ける → 【問17】へ
- 3 いずれに あっても こだわらない → 【問18】へ

【問17】問16 で、「1」「2」と答えた方にお聞きします。あなたは なぜ そのように 感じるのですか。(○は いくつでも)

- 1 自分も 同和地区 出身者 と思われるから
- 2 周りの人から 避けたほうが よいと 言われるから
- 3 その他 ()

【問18】 同和問題(部落差別)の 解決に 対する あなたの お考えは どれに 近いですか。(○は いくつでも)

- 1 これは、同和地区の人の 問題だから、自分には 関係がない
- 2 自分では どう しようも ない 問題だから、なりゆきに まかせる
- 3 人権に 関わる 問題だから、自分も 解決に 向けて、何らかの 努力をする
- 4 そっとして おかげ 自然に なくなる
- 5 わからない

【問19】 あなたは、同和地区や同和地区の 人びとに対して、現在、次のことにについて 差別があると 思いますか。それについて、1から5のいずれかで あなたの お考えに 最も 近いものに○を つけて ください。

		明らかな差別がある	どちらかといえば 差別がある	ほとんど差別はない	差別はない	わからない
1	日常の 交流や 交際	1	2	3	4	5
2	就職について	1	2	3	4	5
3	結婚について	1	2	3	4	5
4	引っ越しや 住宅の 購入に際して	1	2	3	4	5
5	インターネットで 差別的な 情報を 広める	1	2	3	4	5

【問20】 あなたは、学校で人権問題(同和問題や障がい者、女性、外国人の 人権など)について、授業等で学んだ経験がありますか。(○はいくつでも)

- 1 小学校で学んだ
- 2 中学校で学んだ
- 3 高校・高等専修学校で学んだ
- 4 短大・大学・専門学校(それ以上の学校も含む)で学んだ
- 5 はっきりと覚えていない
- 6 学校で学んだ経験はない

【問21】 人権問題についての研修会や啓発資料について、あなたの参加状況や関心度にもっとも近いものに○をしてください。(それぞれ、○は1つだけ)

- 1 人権問題に関する啓発冊子・パンフレット・広報紙等の記事
① よく読む ② 時々読む ③ あまり読まない ④ 全く読まない
- 2 市や学校が開催する講演会や研修会
① 参加したことがない ② 1~2回参加した ③ 3~5回参加した
④ 6回以上参加した
- 3 職場で行われる研修会
① 受けたことがない ② 受けたことがある ③ よく受けた
- 4 自治会単位で行われる住民人権学習会
① 参加したことがない ② 1~2回参加した ③ 3~5回参加した
④ 6回以上参加した
- 5 市民団体の主催による講演会・研修会・研究大会
① 参加したことがない ② 1~2回参加した ③ 3~5回参加した
④ 6回以上参加した

【問22】 前問(問21) 2~5の 講演会や 研修会、学習会、研究大会の いずれにも 参加されなかつた方に、おたずねします。どんな 理由で 参加されなかつたのですか。(○は3つまで)

- 1 開催されて いるのを 知らなかつた
- 2 忙しくて 時間的に 無理だつた
- 3 自自分で 学習をして いるため
- 4 同じような 内容で 新鮮味が ない
- 5 人権問題に 関心が ない
- 6 人権問題のことは よく 知つて いる(参加するまでも ない)
- 7 時間帯が あわない
- 8 自分には 関わりが ない

【問23】 あなたが人権問題の 理解を 深めるのに 役立つたものは何ですか
。(○は3つまで)

- 1 市や 学校が 開催する 講演会や 研修会
- 2 学校の 授業や ホームルーム、特別 活動等での 同和 教育や 人権 教育
- 3 職場で 行われる 研修会
- 4 自治会単位で行われる 住民人権 学習会
- 5 市民団体の 主催による 講演会・研修会・研究大会
- 6 人権 啓発冊子・パンフレット・広報紙の 記事
- 7 市販の 人権に関する 本や 雑誌
- 8 テレビ・ラジオの ニュースや 番組、新聞
- 9 インターネット
- 10 人権問題 についての 家族や 友人 との 話し合い
- 11 ボランティア 活動への 参加
- 12 その他(具体的に:)

【問24】 人権擁護委員について おたずねします。

			は い	い え
1	人権擁護委員が 丹波市内に いることを 知って いますか	1	2	
2	人権擁護委員が 人権問題の 話を聞いて いっしょに 考えてくれることを 知って いますか	1	2	

【問25】 最後に、あなたご自身のことについて おたずねします。

(1)あなたの性別(あなたが 認識されて いる 性別)

1 女性

2 男性

3 その他

(2)あなたの年齢

1 18~29歳

2 30~39歳

3 40~49歳

4 50~59歳

5 60~69歳

6 70歳以上

(3)あなたの ご職業(○は1つだけ)

1 自営業

2 公務員・教員

3 企業・団体の 経営者・管理者

4 企業・団体の 勤め人(従業員30人以上)

5 企業・団体の 勤め人(従業員30人未満)

6 自由業・専門職(弁護士、医師、著述業、芸術家、宗教家等)

7 学生

8 家事 従事者

9 無職(8以外の方)

10 その他

(4) ご自身の 生活の 程度は、世間一般からみて、どのように思ひますか。次のなかから一番あてはまるものを選んでください。(○は1つだけ)

- | | | |
|-------|-------|---------|
| 1 上 | 2 中の上 | 3 中の中 |
| 4 中の下 | 5 下 | 6 わからない |

【意味】

じょう 上	ひかくてき ゆた 比較的 豊かな暮らし
ちゅう 中の上	あんてい く なか よゆう 安定した暮らしの中でも、やや余裕がある
ちゅう 中の中	いっぽんてき く ひとな せいかつ 一般的な暮らし／人並みの生活
ちゅう 中の下	いしき せいかつ たしょう せいやく やりくりを意識した生活／多少の制約がある暮らし
げ 下	つづく く せいかつ せいげん じょうたい 慎ましい暮らし／生活に制限がある状態

(5) あなたの 国籍(等)を 選んでください

- | | | | |
|-----------|------|--------|---------|
| 1 日本 | 2 中國 | 3 ベトナム | 4 韓国・朝鮮 |
| 5 その他 () | | | |

【問26】 人権問題について、普段考えておられること、気になっていること、ご意見等がございましたら、ご自由に書きください。

ご協力ありがとうございました。お手数をおかけしますが、同封の返信用封筒に入れてポストに投入してください。